

大田区総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4に規定する総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において「調整」とは、大田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務について、予算の編成及び執行、条例の提案、児童福祉、青少年健全育成等の大田区長（以下「区長」という。）の権限に属する事務との調和を図ることをいう。

2 この要綱において「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものをいう。

（会議の構成及び目的）

第3条 会議は、区長及び教育委員会をもって構成する。

2 会議は、区長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場として、法第1条の3に規定する大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行うことを目的とする。

（1）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

（2）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（招集）

第4条 会議は、区長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があるときは、区長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

（緊急会議）

第5条 第3条第2項各号の事項について、緊急に協議及び調整が必要な場合は、区長及び教育長のみ出席によって、会議を開くことができる。

2 前項の場合において、教育長は速やかに協議の結果を委員に報告し、了承を得なければならない。この場合において、委員の了承が得られないときは、第8条第5項の規定により処理するものとする。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(関係者等の出席)

第7条 会議は、第3条第2項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議録)

第8条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者の氏名
- (3) 説明及び意見聴取のため出席した者の氏名
- (4) 議題及び議事の概要

2 会議録には、次に掲げる者が署名しなければならない。

- (1) 区長
- (2) 委員のうちから当該会議録に係る会議で決定した者

3 会議録は、非公開で協議した事項を除き、公表する。

4 会議において、調整が行われた事項については、区長及び教育委員会の双方がその調整の結果を尊重しなければならない。

5 調整のついていない事項の執行については、法第21条及び法第22条に定められた執行権限に基づき、区長及び教育委員会のそれぞれが判断するものとする。

(傍聴)

第9条 会議を傍聴しようとする者は、区長の許可を得なければならない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(規律)

第10条 議場内にある者は、静粛を守り、私語、喫煙その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(補則)

第11条 この要綱の疑義は、会議に諮り、これを決める。

(庶務)

第12条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

付 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。